県立2病院ネットワーク機器等更新業務

企画提案競技実施要領

1 目的

本業務は、県立 2 病院(日南病院、延岡病院)における医療情報ネットワークシステム更新にあたり、ネットワーク機器の調達、設置、設定、試験・調整及び保守・運用について委託するものであり、その構築に当たっては、高度な技術力が必要であり、また、構築方法も様々な手法がある。

そこで、過去の実績、実施体制、技術的提案、構築費用、保守費用等を総合的に評価し、病院 局に最もメリットのある事業者を選定するため、企画提案競技を実施する。

2 委託業務の内容

県立2病院ネットワーク機器等更新業務委託企画提案競技仕様書(以下「仕様書」という。) による。

3 委託期間

- ・構築作業(設計、調達、設置、構築、試験・調整、初期保守) 契約締結日から令和6年3月31日まで
- ・保守業務(障害時保守、設定変更等の運用対応)発注者及び受注者間の協議による(長期継続契約:5年間)

4 参加資格要件

この企画提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱(昭和 46 年宮崎県告示第 93 号)に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14年法律第 154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11年法律第 225号)に基づく再生手続の開始の申立て又は破産法(平成 16年法律第 75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例 (平成 23 年条例第 18 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者であること。
- (6) 平成 30 年 4 月度以降に、一般病床 400 床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的病院(医療法第 31 条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院)のネットワーク構築業務を 1 以上受託し、履行した実

績を有すること。

5 競争入札の参加資格要件を得るための申請方法

上記 4(1)に掲げる資格を有しない者で、企画提案競技への参加を希望するものは、次により 参加資格等を得るための申請を行うこと。ただし、入札参加資格審査が、企画提案書の提出期 限に間に合わない場合がある。

- (1) 受付窓口
 - ① 持参による受付 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
 - ② 郵便による受付 〒880-8501 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 問い合わせ先

会計管理局物品管理調達課物品調達担当

TEL: 0985-26-7208 FAX: 0985-26-7537

E-mail: buppinkanri@pref.miyazaki.lg.jp

(3) 申請書様式等

宮崎県ホームページからダウンロード

トップ>県政情報>各種申請·手続き>申請書ダウンロード>組織別一覧>【物品管理調達課】申請書等一覧>随時受付競争入札参加資格審査申請書(物品等)(令和2年10月1日から)

6 企画提案競技実施の公示方法 県公報及び県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

8 契約に関する事務を担当する部局

住 所:〒880-8501 宮崎市橘通東1丁目9番18号 担 当:宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当

連絡先: TEL 0985-26-7629 FAX 0985-26-7341

E-mail keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp

9 県立 2 病院ネットワーク機器等更新業務企画提案競技実施要領(以下「実施要領」という。) 等の交付

実施要領、県立 2 病院ネットワーク機器等更新業務企画提案競技応募等様式集(以下「様式集」という。)等の交付は、次のとおりとする。

- (1) 交付場所
 - 「8 契約に関する事務を担当する部局」
- (2) 交付期間

令和5年5月18日(木)から令和5年6月15日(木)(土曜日及び日曜日を除く。) 午前9時から午後5時までの間

(3) 交付方法

交付場所で交付するほか、宮崎県病院局ホームページに掲載する。ただし、仕様書については、情報セキュリティ保全に係る誓約書(様式集の様式4)を参加希望者が提出することにより、配布、郵送又は電子メールで交付するものとする。

10 企画提案競技について

(1) 参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。なお、 様式の指定のないものは、任意の様式とする。

- ① 提出書類(書類に押印の際は印鑑証明書の印を使用すること。)
 - ·参加申込書兼参加資格審査申請書(様式1)
 - · 提案者概要 (様式 1 2)
 - ※会社の概要を紹介した既存のパンフレットを添付すること。 ・同種業務受託実績一覧(様式1-3)
 - ※契約書の写し、履行したことを証明する書類を添付すること。
 - · 誓約書(様式1-4)
 - · 委任状 (様式1-5)

※支店長等代表権を有しない者が申請する場合のみ必要

② 提出期限

令和5年6月15日午後5時

③ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。なお、郵送の場合であっても上記の日時必着とする。)

④ 提出先

「8 契約に関する事務を担当する部局」

⑤ その他

参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式2)を持参又は郵送により提出すること。また、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

(2) 企画提案競技に関する質問

本企画提案競技について質問がある場合は、質問書(様式3)を次により提出すること。

① 受付期間

令和5年5月18日から令和5年6月15日まで (土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

② 方法

質問書(様式3)を電子メールで提出すること。

③ 提出先

「8 契約に関する事務を担当する部局」

④ 回答

質問への回答は、原則として質問受付日から3日以内(土曜日及び日曜日を除く。)に質問者へ電子メールで回答する。

なお、質問の内容が仕様書に関する重要な事項の場合は、県庁ホームページにて回答を 掲載することがある。

(3) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

仕様書の内容を網羅することとし、審査基準表の評価項目に沿って提案すること。 なお、提案書の構成は任意とし、1項目に対して1ページとする必要はない。

② 提出書類

ア 企画提案書(正本1部、副本7部)

- ・提出する企画案は、1案のみとする。
- ・書式はA4判(一部A3判を折り曲げても可)とし、30ページ以内とすること。 なお、表紙、目次及び見積書はページ数に含まないものとし、それ以外はページ数 に含むものとする。
- ・仕様書の業務内容に基づき作成すること。
- ・仕様書に記載されていない独自の提案については、その内容が分かるようにタイトル 等を工夫すること。
- ・日本語で標記すること。
- ・通し番号を振り、目次を付けること。
- ・本委託業務を達成するに当たり、県職員に求める作業及び資料等について記載すること。
- ・企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- ・企画提案書の記載に際し、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権 利となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- イ 見積書(原本1部、コピー7部)
 - ・設計、構築に係る見積と次年度以降の運用、保守費の見積をそれぞれ提出すること。 様式は任意とする。
 - ・見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。
 - ・見積書には、可能な限り積算根拠(人員、単価等)を記入した見積書積算資料を添付 すること。様式は任意とする。

③ 提出期限

令和5年6月22日午後5時まで(必着)

④ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。なお、郵送の場合であっても上記の日時必着とする。)

- (4) プレゼンテーションの実施
 - ① 実施日

令和5年6月27日(火)予定

② 会場

入札参加資格を確認出来た参加者に対して、別途通知する。

③ 提案時間

実施時間は1者当たり説明20分、質疑10分、計30分以内とする。

(4) 発表順

プレゼンテーションの順序は、企画提案書が経営管理課に到着した順とする。 なお、参加者ごとの開始時間については、別途通知する。

⑤ 説明者

会場への入場者は3名以内とし、主たる説明者は当該業務の責任者とすること。 ※プレゼンテーションはWeb形式に変更する場合がある。

(5) 審査項目

別紙の審査基準表のとおり評価を行う。

(6) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を 受託候補者として選定する。

参加者が 1 者の場合、委員の合計点数が最低基準点である 240 点(満点 400 点×6 割)以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

(7) 審査結果の通知

受託候補者の決定後、概ね3日後までに採択・不採択にかかわらず電子メール及び書面により通知する。

(8) 企画提案の無効

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ① 企画提案競技に参加する資格のない者が提案したとき。
- ② 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。
- ③ 同一者が2件以上の企画提案をしたとき。
- ④ 企画提案に関して不正の行為があったとき。
- ⑤ 見積書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき。
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

11 契約の締結等

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂

行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴収し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

- (2) 受託候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。
- (3) 契約結果については、県公報及び県庁ホームページにて公表する。
- (4) 契約保証金については、病院局財務規程(平成 18 年 3 月 31 日病院局企業管理規程第 15 号)第81条の規定による。
- 12 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の 適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 企画提案に係る一切の経費は、入札参加者の負担とする。
- (5) 著作権法等の法令を遵守することとし、提案書の記載が法令に基づいて保護されている第 三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (6) 必要があれば、提案書、見積書以外の資料提示を求める場合がある。
- (7) 選定結果の異議申立ては認めない。